

区庁舎駐車場等のあり方検討について

市民活力推進・教育委員会資料
平成20年6月16日
市民活力推進局

1 18区庁舎の来庁者駐車場整備状況

庁舎名	台数	併設施設	庁舎名	台数	併設施設
都筑区	185	公会堂、消防署、図書館、児童相談所、農政事務所	瀬谷区	61	公会堂、消防署
青葉区	175	公会堂、スポーツセンター	鶴見区	59	消防署
磯子区	140	公会堂、図書館	戸塚区	54	農政事務所
泉区	108	公会堂、消防署	保土ヶ谷区	52	消防署
港北区	82	公会堂、消防署	港南区	51	公会堂、消防署
旭区	78	公会堂、消防署	神奈川区	50	消防署、水道局地域サービスセンター、県税事務所
緑区	74	公会堂、消防署、水道局地域サービスセンター	南区	38	公会堂、消防署
金沢区	62	公会堂、消防署	西区	15	水道局地域サービスセンター
栄区	62	—	中区	7	—
			計	1,353	

<参考>市庁舎：96台（耐震補強工事前の台数）

2 区庁舎駐車場等における課題

- ・ 曜日や時間帯によっては、駐車場利用が非常に集中し、入庫待ち車両が発生しています。
- ・ 一部には無用な長時間駐車や目的外の利用も見受けられます。
- ・ 駐車場の維持管理費に、約2億円の経費がかかっています。

<検討の背景>

- ・ 全市的な公有財産の有効活用の流れ
- ・ 駐車場の混雑緩和と適正利用の促進
- ・ 大規模駐車場設置区からの開庁時における駐車場有料化実施の要望

3 来庁者・駐車場利用者への駐車場利用に関するアンケート調査

駐車場のあり方についての参考とするため、訪問先・滞在時間・来庁手段・車利用の理由・有料化等について、区役所を訪れる来庁者や駐車場利用者アンケートを実施しました。

◆来庁者アンケート（9区）（平成18年8月、19年6月実施）
<鶴見区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区> ※サンプル数=4,526

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 訪問先 | 住民登録・戸籍関係：約2割5分 |
| 2 滞在時間 | 1時間以内：約8割 |
| 3 来庁手段 | 車を利用：約4割 |
| 4 有料化について | 条件付きを含め有料化に賛成：約7割 |

◆駐車場利用者アンケート（3区）（平成19年7月実施）
<南区、港南区、泉区> ※サンプル数=701

- | | |
|-----------|---|
| 1 訪問先 | 住民登録・戸籍関係：約3割 |
| 2 滞在時間 | 1時間以内：約7割 |
| 3 車で来る理由 | 公共交通機関が不便だから：約2割5分、
他の場所に用事があるから：約2割 |
| 4 有料化について | 条件付きを含め有料化に賛成：約6割 |

4 区庁舎駐車場等あり方懇談会（平成19年12月～平成20年3月）

市民代表者3名及び学識経験者3名、計6名で3回にわたり、公共交通機関を使う人との公平性、受益者負担や適正利用の促進の観点から、有料化も視野に入れ、区庁舎駐車場等のあり方について検討を行いました。

懇談会では、公平性の観点から受益者負担は必要であり、時代の流れとして有料化について検討することが必要ではないかとの意見が大勢でした。

「区庁舎駐車場等のあり方について」 パブリックコメント実施結果の概要について

区庁舎駐車場等のあり方につきましては、公平性や有効活用の促進などの観点から、有料化を視野に入れながら検討を重ねております。

このたび、市民の皆様のご意見を広く募集いたしましたパブリックコメントの実施結果につきまして、概ね集計が終わりましたので、概要をご報告させていただきます。

1 パブリックコメント実施概要

(1) 実施期間

平成 20 年 3 月 7 日（金）から平成 20 年 4 月 8 日（火）まで

(2) 質問項目

「今後の区庁舎駐車場等のあり方として、有料化することについてのご意見・ご提案」

(3) パンフレットの配布方法（14,200部）

ア 市民活力推進局地域施設課、行政運営調整局総務課、市民情報センター、各区役所広報相談係やPRボックスなどで配布

※期間中に、各区役所において来庁者に直接パンフレットを配布

イ 市民活力推進局ホームページに掲載

(4) 意見の提出方法

郵送、パンフレット付属のはがき、ファクシミリ、電子メール、持参等

2 実施結果

応募総数	520通
パンフレット付属のはがき	362
ファクシミリ	25
電子メール	37
持参（直接配布時含む）	89
電話	6
官製はがき	1

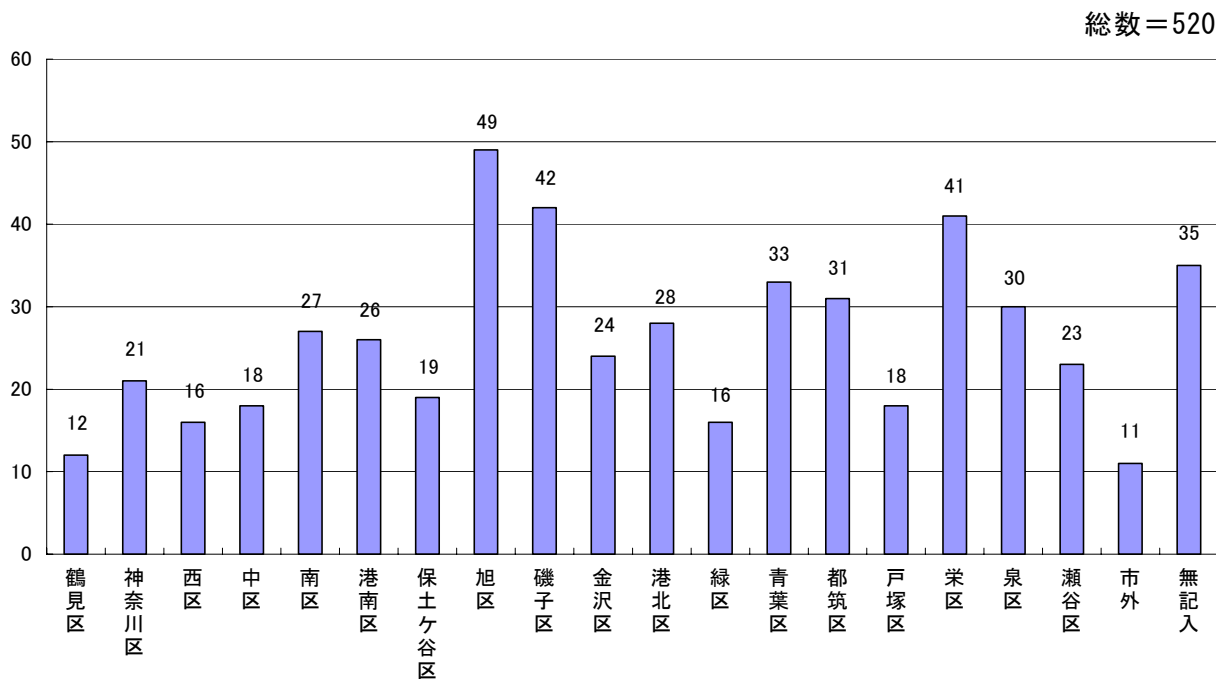
3 分析結果

(1) 応募者の属性

ア 住所別

市内各区から市外まで、たくさんの方々からご意見をいただきました。

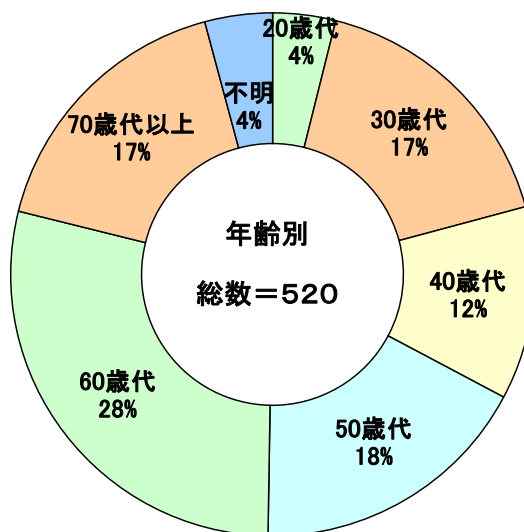
旭区居住の方から一番多くのご意見をいただき、総数の9%強を占めております。次いで磯子区、栄区と続いており、各区からまんべんなくいただいております。



イ 年齢別

20歳代から70歳代以上の方までご意見をいただきましたが、60歳代の方が総数の28%を占め、次いで50歳代、70歳代以上、30歳代の方がそれぞれ17~18%ずつ占めております。

年齢	提出数
20歳代	20
30歳代	88
40歳代	62
50歳代	92
60歳代	148
70歳代以上	88
無記入	22
合計	520

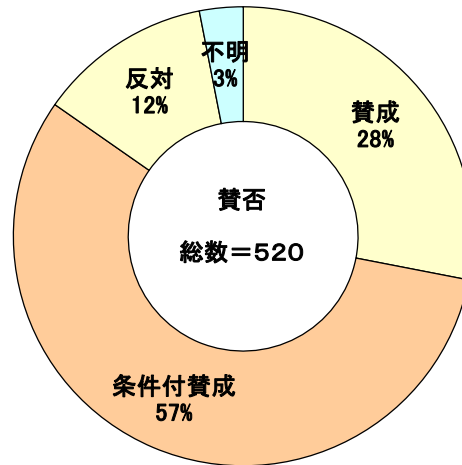


(2) 有料化に関する意見

ア 賛否件数

賛成が 146 件で 28%、条件付賛成が 294 件で 57%、反対が 64 件で 12%となっており、条件付きを含めると 85%の方が賛成となっております。

意見	提出数
賛成	146
条件付賛成	294
反対	64
不明	16
合計	520



イ 「条件付賛成」内訳

「一定時間の無料」を希望された方が 202 件と 58%を占めており、次いで「利用時間全て無料」を希望された方が 38 件と 11%を占めております。

また、「身体障害者の無料」、「本市事業協力者の無料」、「乳幼児健診受診者の無料」を希望された方が、合わせて 24%となっております。

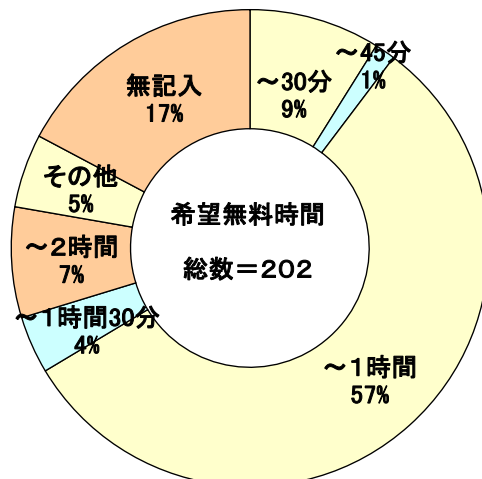
条件	件数	割合
一定時間の無料	202	58%
区役所利用時間すべて無料	38	11%
身体障害者の無料	36	10%
本市事業協力者の無料	34	10%
乳幼児健診受診者の無料	12	4%
高齢者の無料	6	2%
その他	18	5%
合計	346	100%

※複数回答のため、「条件付賛成」の件数とは合致しません。

ウ 「一定時間の無料」を条件とした方の希望する無料時間

1時間までの無料を希望する方が 134 件と 67%を占めております。

希望無料時間	件数
～30分	18
～45分	3
～1時間	113
～1時間30分	8
～2時間	15
その他	10
無記入	35
合計	202



エ 主な意見（抜粋）

賛成	有料化に賛成です。お金を払うことで多少混雑は緩和されるのではないかと。
	区役所等本来利用する方々の為に、有効的に利用できるように配慮して頂きたい。そのために必要ならば有料化もやむを得ないと思う。
条件付賛成	一定時間の無料 1時間以内に用事がすむ場合がほとんどと思うので1時間以内は無料。1時間を超えたら有料にしたらいと思う（長時間は料金が高くなるようにして）。
	区役所利用時間すべて無料 区役所の中で用事があったところで印をいただくなど、証明があれば無料を望みます。
	身体障害者の無料 有料化賛成である。障害のある方など特に配慮の必要な方は（公的な証明必要）無料とする。
反対	有料化反対です。役所に用事があるので行くわけですから。そして手数料も支払っているのに、有料化なんて絶対反対です。
	有料化反対。庁舎利用者でない人が駐車するのを管理して下さい。

(3) その他の意見

ア 有料化を実施した場合の駐車料金について

駐車料金の価格設定に関するご意見のうち、「近隣駐車場より低料金に」と希望された意見が45%、「近隣駐車場と同程度の料金に」と希望された意見が33%となっております。また、「時間に応じて逡増型の料金にするよう希望された意見が9%」となっております。

意見	件数	割合
近隣駐車場より低料金に	45	45%
近隣駐車場と同程度の料金に	33	33%
近隣駐車場より高料金に	5	5%
公共交通機関と同程度の料金に	3	3%
時間に応じて逡増型の料金に	9	9%
その他	4	4%
合計	99	100%

イ 管理運営方法について

管理運営方法に関するご意見のうち、「駐車場専門の民間事業者への委託等を行うことを希望された意見が60%」を占めております。

意見	件数	割合
コインパーキング等の民間事業者への委託等	30	60%
無人化（機械化）に	15	30%
シルバー人材センター等	5	10%
合計	50	100%

区庁舎駐車場等のあり方について

懇談会のまとめ

平成20年3月

区庁舎駐車場等あり方懇談会

はじめに

横浜市では、区庁舎駐車場及び市庁舎駐車場について、有料化を視野に入れた今後のあり方について検討するため、平成19年11月に「区庁舎駐車場等あり方懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置しました。

懇談会は、市民代表者及び学識経験者からそれぞれ3名、合わせて6名で構成しています。

懇談会の開催に先立って市が実施した、来庁者や駐車場利用者へのアンケート結果によると、有料化に対しては、何らかの条件付きを含めると約6～7割の方が、賛成の意向を示していることが分かりました。

そこで懇談会では、これらの市民意見の背景について、有料化に賛成と考える理由を把握するとともに、18区の状況や他都市の状況などを参考に、有料化の目的から減免制度に至るまで、幅広い内容について意見交換を行いました。

ここに、懇談会の意見をとりまとめることにします。

現在、無料で利用できる駐車場を有料にするためには、様々な角度から慎重に検討を進める必要があると考えます。市においては今後、懇談会の意見を参考に制度構築を進めていくとともに、市全体の施策と調整を図りながら、車利用の見直しに向けた市民意識の啓発など、有料化以外の幅広い取組みを実施することによって、誰もが利用しやすい区庁舎駐車場等になるように希望します。

平成20年3月

区庁舎駐車場等あり方懇談会

座長 中村 文彦

目 次

1	区庁舎駐車場等の現状とこれまでの取組み	1
2	有料化検討の経緯	1
3	有料化の目的	2
4	有料化における課題と対応の方向性	3
	（1）有料化の対象となる駐車場の選定	3
	（2）利用料金と利用時間	4
	（3）減免の考え方	5
	（4）収入の還元方法	6
	（5）その他の課題	6
5	懇談会	8
	（1）開催状況	8
	（2）委員名簿	8
6	参考資料	9
	（1）区役所・市役所配置図	9
	（2）来庁者駐車場備状況	10
	（3）区庁舎・市庁舎駐車場の立地状況	11

1 区庁舎駐車場等の現状とこれまでの取組み

(1) 区庁舎駐車場等の現状

①整備状況

- ・ 18区庁舎の来庁者用駐車場の収容台数は、中区の7台から都筑区の185台まであり、また、駐車場方式は平面式や立体機械式などが用いられおり、整備状況は区によって様々です。
- ・ 市庁舎の来庁者用駐車場は、耐震補強工事前は96台整備されていましたが、現在は工事の影響により60台～70台に縮小して運用しています。
- ・ 駐車場を安全に管理するための駐車場整理員の人件費や、機器の保守点検費といった維持管理費に年間約2億円もの経費がかかっており、これらの経費は、市の一般会計から支払われています。

②利用状況

- ・ 区庁舎駐車場は、特に乳幼児健診や催し物開催時に、駐車場の入庫待ち車両が発生しています。また、市役所には200を超える課があり、市庁舎駐車場も区庁舎駐車場と同じように混雑しています。
- ・ このため、入庫待ち車両が車道や歩道をふさいでしまうことがあり、他の車や歩行者の通行の妨げになるなど、周辺の交通に影響が出ています。
- ・ 一部には、無用な長時間駐車や目的外の利用も見受けられ、本来利用したい人が利用できない状況の一因となっています。

(2) これまでの取組み

- ・ 横浜市では、これまで駐車場に関する下記の取組みを行ってきました。
 - ◆利用しやすい駐車場とするための諸対策（区によって異なります。）
 - 公共交通機関利用の呼掛け、駐車場の利用時間の制限、駐車場混雑予測のホームページへの掲載、閉庁時の有料化等
 - ◆市民意見を把握するためのアンケート調査

2 有料化検討の経緯

- ・ これまでの取組みでは十分な効果があがっているとは言えない状況の中、特に大規模駐車場を設置している区役所から、今後の取組みの一つとして、閉庁時の駐車場有料化の要望がありました。
- ・ そこで、横浜市では、アンケート結果を踏まえつつ、公平性・受益者負担や適正利用の促進などの観点から、有料化を行った場合の課題などについて検討してきました。
- ・ さらに、市民代表者や学識経験者で構成する懇談会で、有料化における課題などに関する幅広い意見交換を求めました。

3 有料化の目的

区庁舎・市庁舎駐車場は、行政サービスの一環としてこれまで提供されていますが、公平性の観点から受益者負担は必要であり、時代の流れとして有料化について検討することが必要ではないかと考えます。

そこで、次の観点から、有料化について考えます。

1 公平性の観点から、受益者負担の適正化を図る

- ・ 来庁手段は車以外にも徒歩、自転車、電車、バスなど様々あるので、駐車場を利用する人は負担の公平性の観点から、維持管理コストについて受益に応じた負担をすることは必要だと考えます。

2 駐車場の適正利用を促進する

- ・ 乳幼児連れ、高齢者、障害者や公共交通機関が不便な地区に居住の方など、車を利用する必要がある方々がより利用しやすい環境をつくるために、長時間駐車や目的外の利用を抑制し、適正利用を促進することが必要だと考えます。

3 車利用の見直しによる交通・環境対策に資する

- ・ 駐車場の在庫待ち車両は、地区交通や環境に影響を与えているという視点から、車を使わなくても良い場面は公共交通機関を利用してもらおうという流れをつくる必要があります。

4 有料化における課題と対応の方向性

(1) 有料化の対象となる駐車場の選定

- ・ 区庁舎駐車場は、区によって規模や駐車場方式が様々ですが、公平性の観点から、収容台数などで有料化の対象とどうか判断するのではなく、全ての駐車場を対象とする方向が望ましいと考えます。ただし、実際の運用にあっては、詳細な検討が望まれます。
- ・ 市庁舎駐車場は、耐震補強工事の関係で、通常とは異なった運用をしています。このように、庁舎の建替えや耐震補強工事がある場合は、実施時期に配慮することが必要です。

■有料化の対象となる駐車場の選定の方向性■

- ・ 駐車場の設置目的は、18区庁舎及び市庁舎で同じであるため、公平性の観点から、基本的に全ての駐車場を対象とする。
- ・ 庁舎の建替えや耐震補強工事がある場合は、実施時期に配慮する。

(2) 利用料金と利用時間の設定

- ・ 区庁舎駐車場等を条例により有料化をすると、開庁時であっても、一般利用者も利用料金を払えば駐車できるようになることから、現在の駐車場の混雑は緩和されないのではないか、との意見があります。
- ・ 開庁時に混雑する時間帯がある一方、それ以外の時間帯には空きがみられたり、平日夜間や土日休日に未利用となっている駐車場もあります。特に、平日夜間や土日休日の閉庁時に駐車場を活用することについては、地区によっては、路上駐車対策に寄与することもありえるため考えることも必要ですが、そのことがかえって車利用を誘発するのではないか、との懸念もあります。
- ・ このような点を踏まえると、開庁時においては本当に駐車場を利用したい人（区役所利用者）がより利用しやすく、また、閉庁時においては過度に車利用を誘発することがない利用料金と利用時間の設定を民間駐車場とのバランスを考慮しながら工夫していく必要があります。

■ 駐車場の利用料金と利用時間の設定の方向性 ■

(利用料金)

- ・ 民間駐車場の料金とのバランスを考慮し、各駐車場の立地条件に応じた料金設定とする。
- ・ 開庁時は、長時間利用者を抑制するため、時間に応じて割高となる逓増型の料金設定とする。
- ・ 閉庁時は、駐車場の有効活用という観点から、過度な車利用を誘発しない範囲の料金設定とする。

(利用時間)

- ・ 区庁舎・市庁舎駐車場の中には、駅に近いところや整備台数が多いところもあるので、立地条件に応じた設定とする。

(3) 減免の考え方

①減免対象者の考え方

- ・ 受益者負担の考え方によれば、原則として駐車場利用者全員から利用料金を徴収する必要がありますが、区役所利用者は必要があって来庁している人が多いことから、駐車料金を減免すべきではないか、との意見があります。
- ・ 公会堂・図書館などの併施設利用者や一般利用者（駐車場のみ利用する方）については、区役所利用者と来庁目的の性質が異なるため、有料とすることが考えられます。
- ・ 障害者については、利用できるように駐車スペースを確保することは必要ですが、減免対象者とするかどうかは、更に検討が必要です。

②減免時間の考え方

- ・ アンケート結果によると、区役所を訪問する車利用者の約80%が1時間以内の滞在となっています。30分以内の滞在は約60%ですが、窓口が混雑していたり、手続きなどの相談をする場合は、30分以内では用事が済まないことがあります。
- ・ 一方、乳幼児健診や会議等の場合は1時間以上かかる事が多く、乳幼児健診のみの場合、約50%が1時間以上の滞在、市の事業協力者が出席する会議では、長いものでは4時間程度かかる場合もあります。
- ・ このような実態を踏まえると、用務によっては1時間では不十分なことも想定されますが、原則1時間は無料とし、それを超えた場合の対応については、更に検討が必要です。

■減免の考え方の方向性■

- ・ 区役所（市役所）利用者は、1時間まで無料とする。

※ なお、減免対象者や減免時間の間口を広げすぎると、「負担の公平性」「車利用の見直し」「適正利用の促進」といった有料化の目的が形骸化する恐れがあるため、今後の具体的な制度設計に当たっては、さらなる検討を加えることが望まれます。

(4) 収入の還元方法

- ・ 有料化に伴う駐車場機器の設置費や駐車場を安全に管理するための整理員の人件費など、引き続き一定の維持管理費がかかります。
- ・ 横浜市の試算によると、これらの必要経費を賄ったうえで、年間数億円の収益が出るものと見込まれています。ただし、駐車場の規模、立地や駐車場方式によって、区によって収益に大きな差が出ることが予想されます。

■収入の還元方法の方向性■

- ・ 市の会計制度では、区ごとに収益を還元する仕組みは困難とされているが、もし収益が出るのであれば、区民へ還元されるような仕組みが一番理解されやすいので、一定の目的に使えるように検討を進めることが望まれる。

(5) その他の課題

①駐車場周辺への影響の回避

- ・ 有料化すると、周辺道路への路上駐車が増えるのではないかと、周辺の民間駐車場と競合するのではないかと、との意見があります。この点については、次のような方策によって極力影響を回避していく必要があります。

■駐車場周辺への影響の回避の方向性■

(路上駐車対策)

- ・ 交通管理者との連携を密にし、パトロールや取締りの強化を図る。

(周辺民間駐車場対応)

- ・ 料金設定について周辺の相場に著しくかい離しないよう留意する。

②啓発活動の促進

- ・ 駐車場の適正利用を促進するためには、今以上に、積極的にマナー向上へのPR活動を実施することが必要になってきます。

■啓発活動の促進の方向性■

- ・ 交通対策や環境対策部門などとの連携を図り、マイカー交通から公共交通への転換を促進するようなPR活動などを併せて行っていく。
- ・ 本当に利用したい人（区役所利用者）が利用しやすいように、長時間駐車や目的外利用を控えるなど、利用者のマナー向上を求めていく。

③認証方法の適正化

- ・ ほとんどの駐車場では、区役所（市役所）利用者であるか、制限駐車時間内であるかを確認する手順となっています。しかし、実際の運用をみると、認証スタンプが誰でも自由に押せるような状態となっている場合があるなど、適正な運用がなされていないケースがみられます。
- ・ アンケート結果においても、著しい長時間駐車や目的外利用を排除すべきといった意見や、認証システムの適正な運用を望む声が少なくありません。

■認証方法の適正化の方向性■

- ・ 区役所（市役所）の用務先において、適正かつ厳格な認証をする仕組みを構築する。

④市民理解の促進

- ・ 有料化を実施するためには、利用者のマナー向上を求めるとともに、行政が市民の理解を得られるような取組みや運営改善策を実施することが必要です。
- ・ 特定の曜日や時間帯に駐車場利用が集中するという現状を考慮すると、車利用の来庁者が散らばるような取組みや、滞在時間を短くするために、窓口業務や健診方法の一層の効率化を図る必要があると考えます。
- ・ 既に、駐車場の混雑予測状況の情報提供を行っている区もありますが、過去の経験値情報も役立つので、活用することも考えられます。

■市民理解の促進の方向性■

- ・ 長時間駐車や一時に駐車場の需要が集中しないような業務改善の取組みを進める。

5 懇談会

(1) 開催状況

	開催日	議 事
第1回	平成19年12月21日(金)	(1) 区庁舎駐車場等の現状について (2) これまでの取組みについて (3) 区庁舎駐車場等のあり方について
第2回	平成20年2月1日(金)	(1) 第1回懇談会会議録について (2) 有料化における課題等について (3) 「区庁舎駐車場等のあり方について」に対するパブリックコメント(素案)について
第3回	平成20年2月28日(木)	(1) 第2回懇談会会議録について (2) 懇談会のまとめ(案)について (3) 「区庁舎駐車場等のあり方について」に対するパブリックコメントの実施について

(2) 委員名簿

氏名	所属等
荒井 紀美子	横浜市消費生活推進委員 戸塚区代表
小池 久身子	青葉区交通アクセス改善検討委員会 委員
重田 麻紀子	横浜市立大学国際総合科学部 准教授
田中 徹也	総務省自治大学校 教授
中村 文彦◎	横浜国立大学大学院工学研究院 教授
西ヶ谷 保秀	横浜市町内会連合会 委員(泉区連合自治会町内会長会 会長)

(◎は座長、敬称略、50音順)

6 参考資料

(1) 区役所・市役所配置図



(2) 来庁者駐車場整備状況

■ 18区庁舎の来庁者駐車場整備状況

平成20年1月末現在

庁舎名	来庁者用 駐車台数	駐車場方式	管理状況	利用時間	併設施設	最寄駅 からの 徒歩時間	公用 駐車台数
鶴見区	59(3)	立体機械式56 平面式3	整理員委託、カード方式	8:30~17:15	消防署	7分	15
神奈川区	50(3)	立体機械式32、 立体自走式(地下)14 平面式4	整理員委託、カード方式	8:45~17:15	消防署、水道局地域サービス センター、県税事務所	7分	27
西区	15(1)	平面式12 敷地外に賃貸3	総務課管理	8:30~17:30	水道局地域サービスセンター	10分	15
中区	7 1(分庁舎)(1)	立体機械式7 平面式1(分庁舎)	整理員委託	8:30~17:15	—	5分	13 (うち分庁舎5台)
南区	38(1)	平面式38	整理員委託、カード方式	8:15~22:00 第二駐車場8:40~17:20	消防署、公会堂	5分	17
港南区	51(2)	平面式51	パーキングゲート設置	8:15~22:00	消防署、公会堂	1分	15
保土ヶ谷区	52(3)	平面式35 立体自走式(地下)17	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30~17:30	消防署	2分	32
旭区	78(2)	平面式70 立体機械式8	整理員委託	8:30~22:00	消防署、公会堂	7分	31
磯子区	140(2)	立体機械式100 立体自走式(地下)18 平面式22	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30~22:30	公会堂、図書館	3分	14
金沢区	62(2)	平面式62	パーキングゲート設置	8:30~17:30	消防署、公会堂	12分	15
港北区	82(3)	平面式(一般63、 臨時19)	整理員委託、カード方式 パーキングゲート設置	8:30~22:15	消防署、公会堂	7分	20
緑区	74(1)	平面式6 立駐機械式68	整理員委託	8:30~22:15	消防署、水道局地域サービス センター、公会堂	5分	17
青葉区	175(1)	平面式	整理員委託 パーキングゲート設置	8:30~23:30	公会堂、スポーツセンター	8分	34
都筑区	185(5)	平面式145 立体自走式(地下)40	パーキングゲート設置	8:30~22:30	消防署、児童相談所、 農政事務所、公会堂、図書館	6分	55
戸塚区	54(1)	平面式30 立体機械式24	整理員委託、カード方式	8:15~17:45	農政事務所	10分	25
栄区	62(1)	平面式62	整理員委託	8:15~22:00	—	10分	16
泉区	108(4)	立体自走式(地下)	パーキングゲート設置	8:15~22:00	消防署、公会堂	5分	21
瀬谷区	61(3)	平面式	総務課管理	8:20~17:30	消防署、公会堂	7分	27

※ ()内は内数であり、身体障害者用台数。
 ※ 来庁者用駐車場とは別途に身体障害者用駐車場を設けている区もある。
 ※ 栄区は閉庁時には公会堂、スポーツセンターの利用者も利用可。

■ 市庁舎の来庁者駐車場整備状況（耐震補強工事前）

	来庁者用 駐車台数	駐車場方式	管理状況	利用時間	備考	公用 駐車台数
市庁舎	96(3)	平面式	整理員配置	8:30~17:30	H19~21年4月の市庁舎耐震補強工事期間については、駐車台数が減少。 耐震補強工事後、96台から85台程度に減少。	184

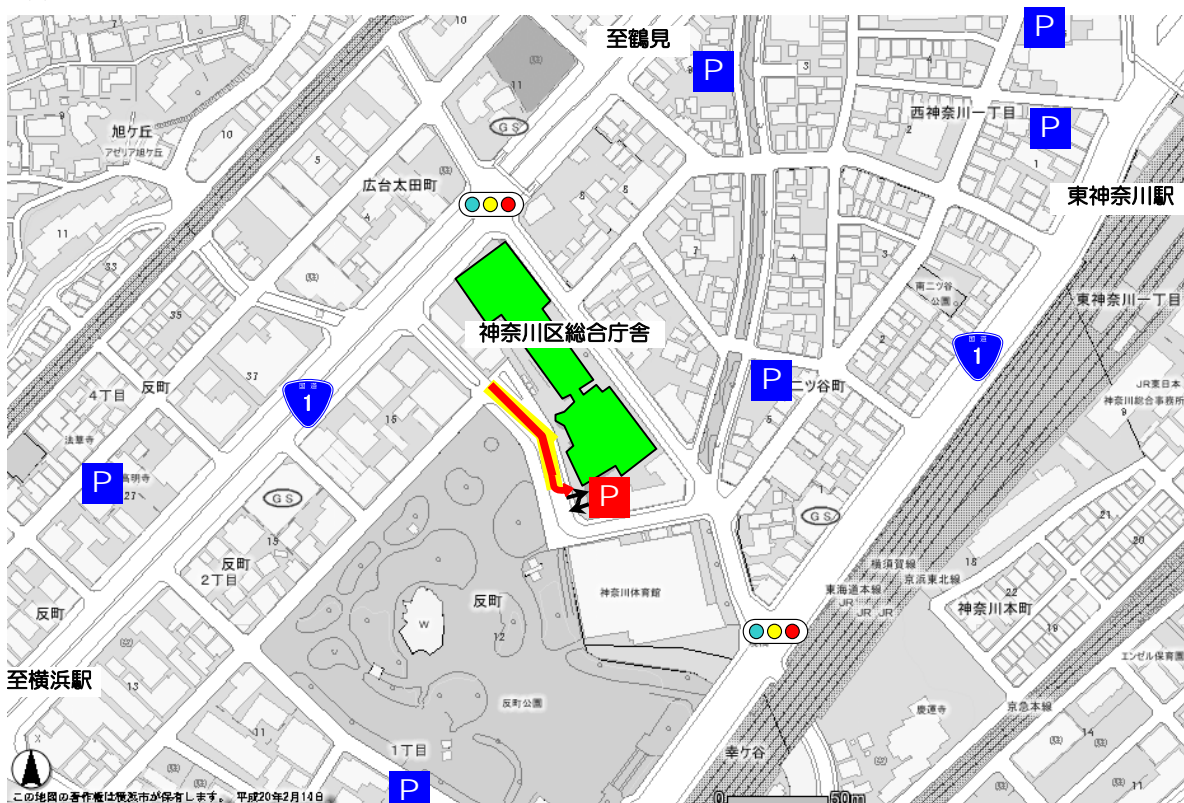
※ ()は内数であり、身体障害者用の駐車台数

(3) 区庁舎・市庁舎駐車場の立地状況

【鶴見区】



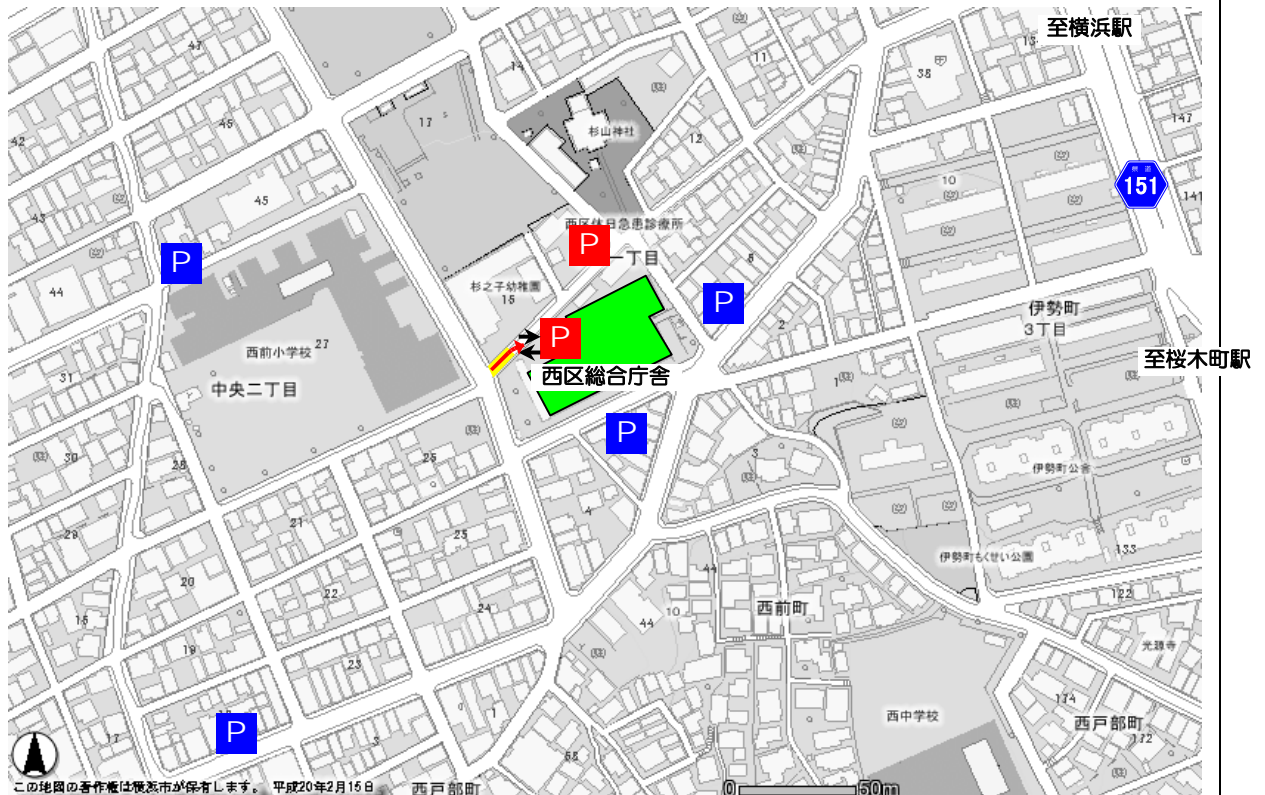
【神奈川区】



注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (㈱ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例 | **P** 庁舎駐車場 | **P** 民間時間貸駐車場 |  最大入庫待ち車列

【西区】



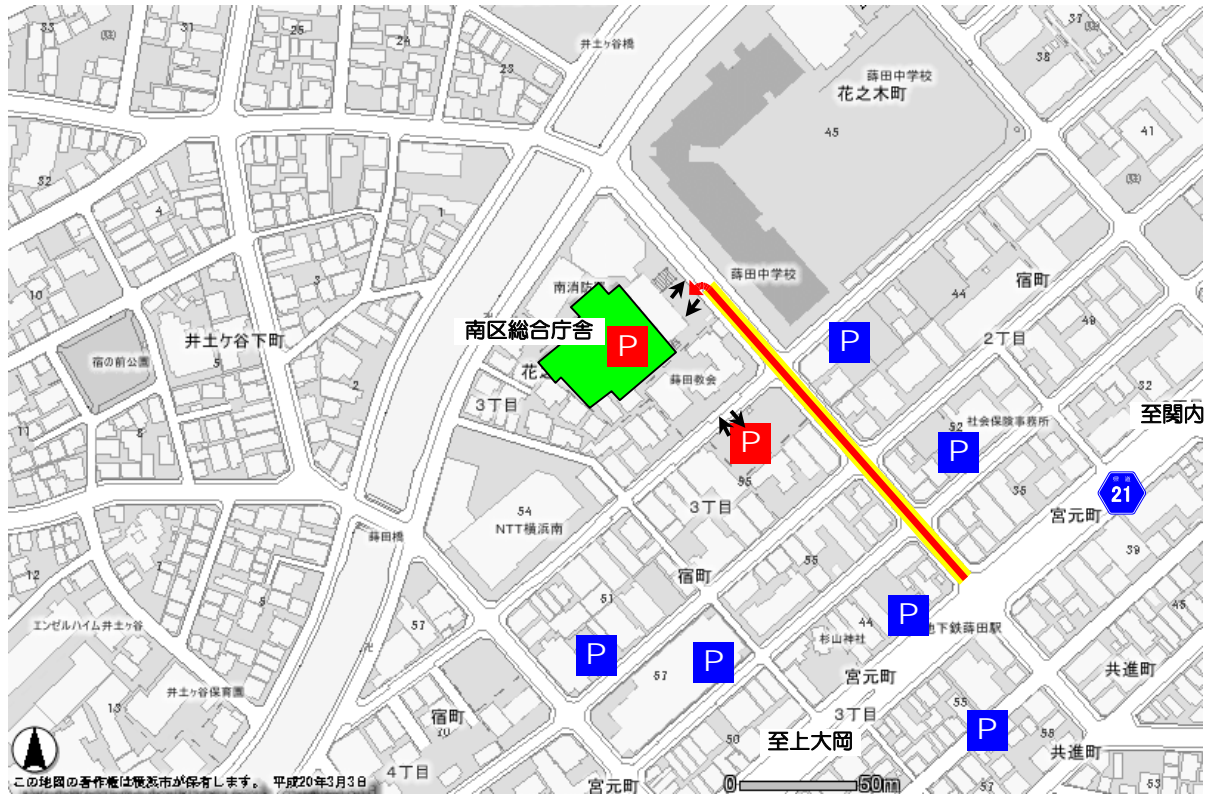
【中区】



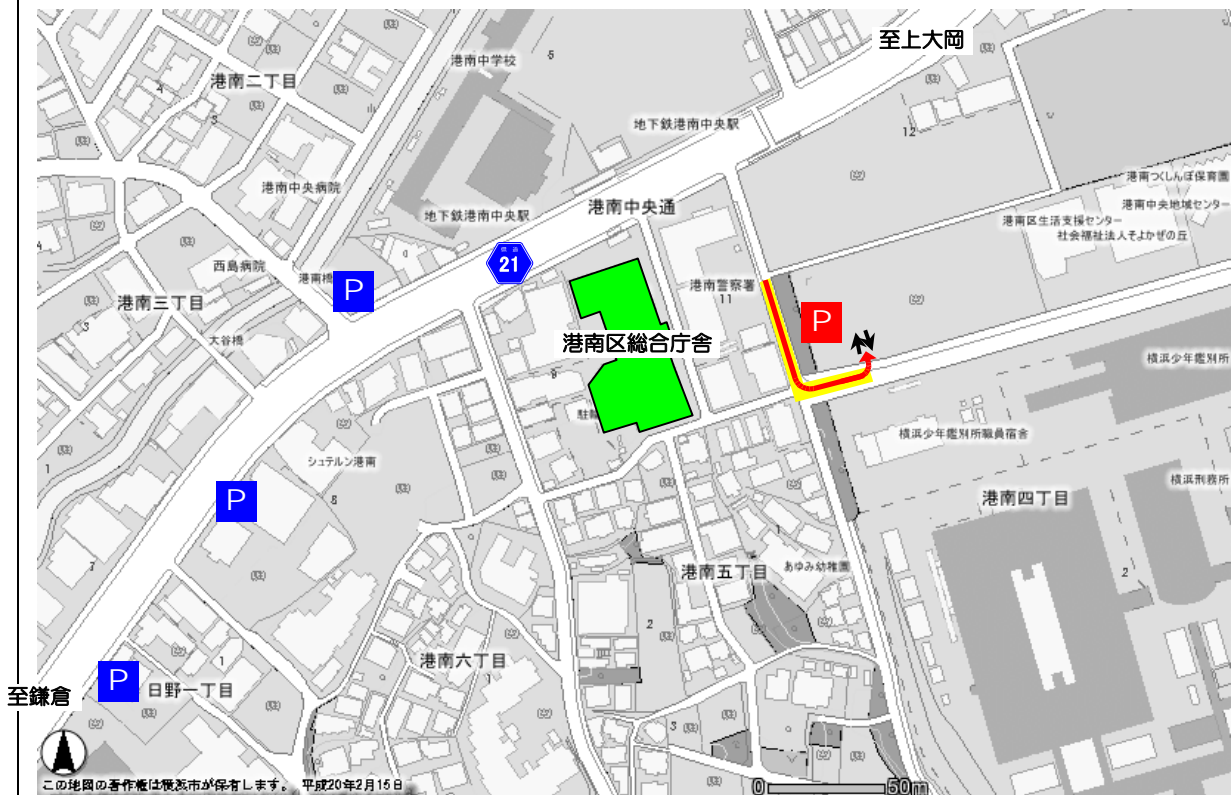
注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例 | **P** 庁舎駐車場 | **P** 市営・民間時間貸駐車場 | **→** 最大入庫待ち車列

【南区】



【港南区】



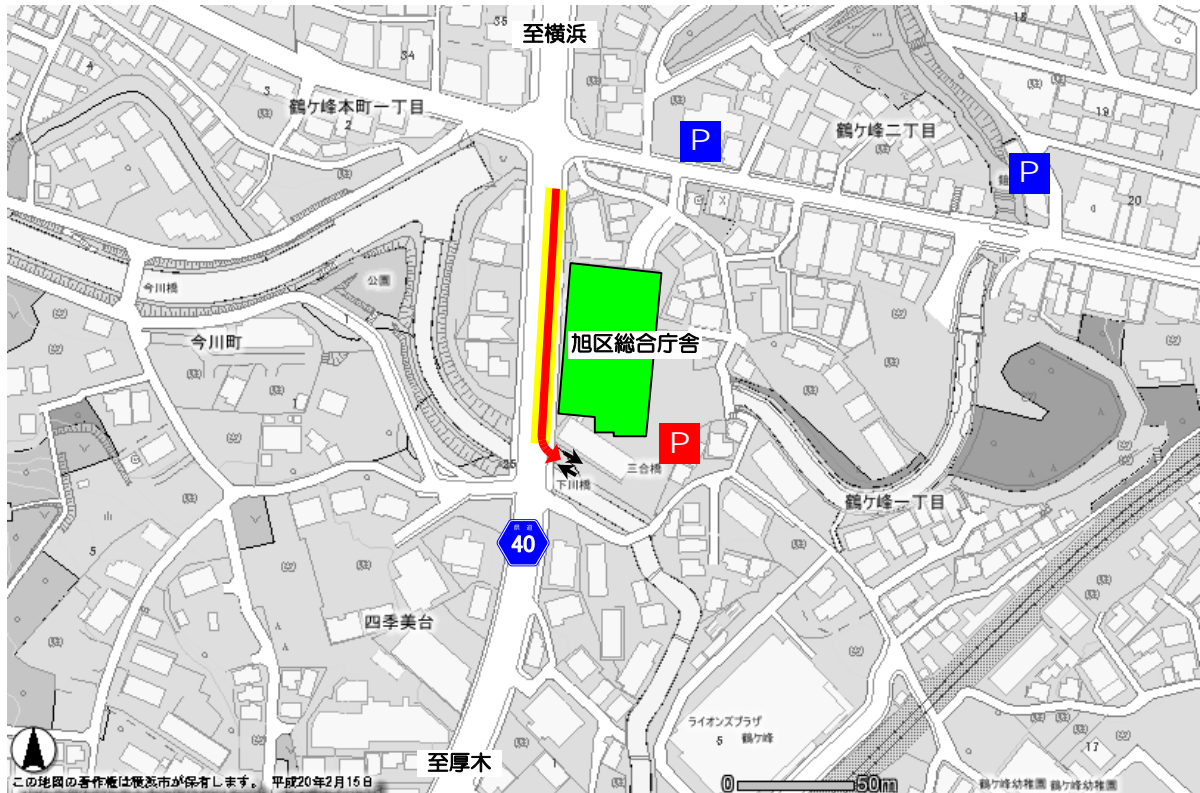
注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例	庁舎駐車場	民間時間貸駐車場	最大入庫待ち車列
----	-------	----------	----------


【保土ヶ谷区】



【旭区】



注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例	P 庁舎駐車場	P 民間時間貸駐車場	 最大入庫待ち車列
----	----------------	-------------------	---


【磯子区】



【金沢区】



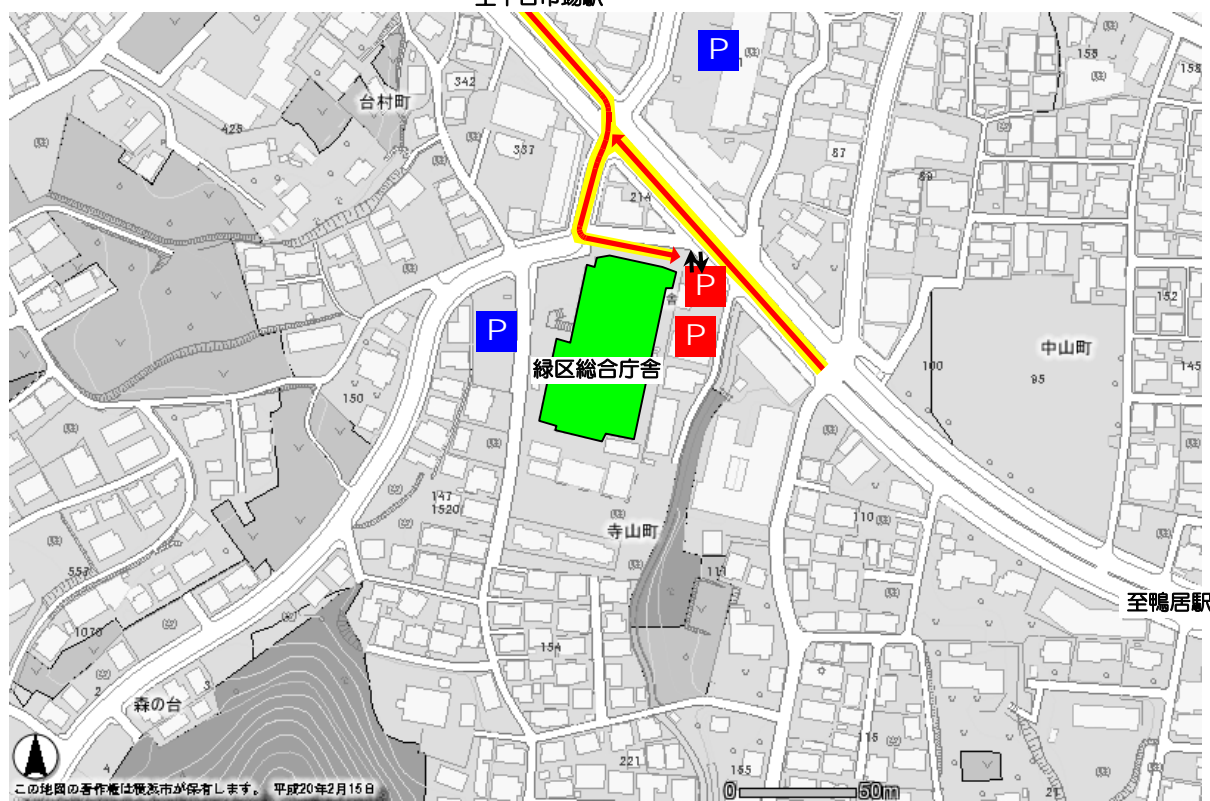
注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例	P 庁舎駐車場	P 民間時間貸駐車場	 最大入庫待ち車列
----	----------------	-------------------	---

【港北区】



【緑区】



注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例	P 庁舎駐車場	P 民間時間貸駐車場	最大入庫待ち車列
----	----------------	-------------------	----------

【青葉区】



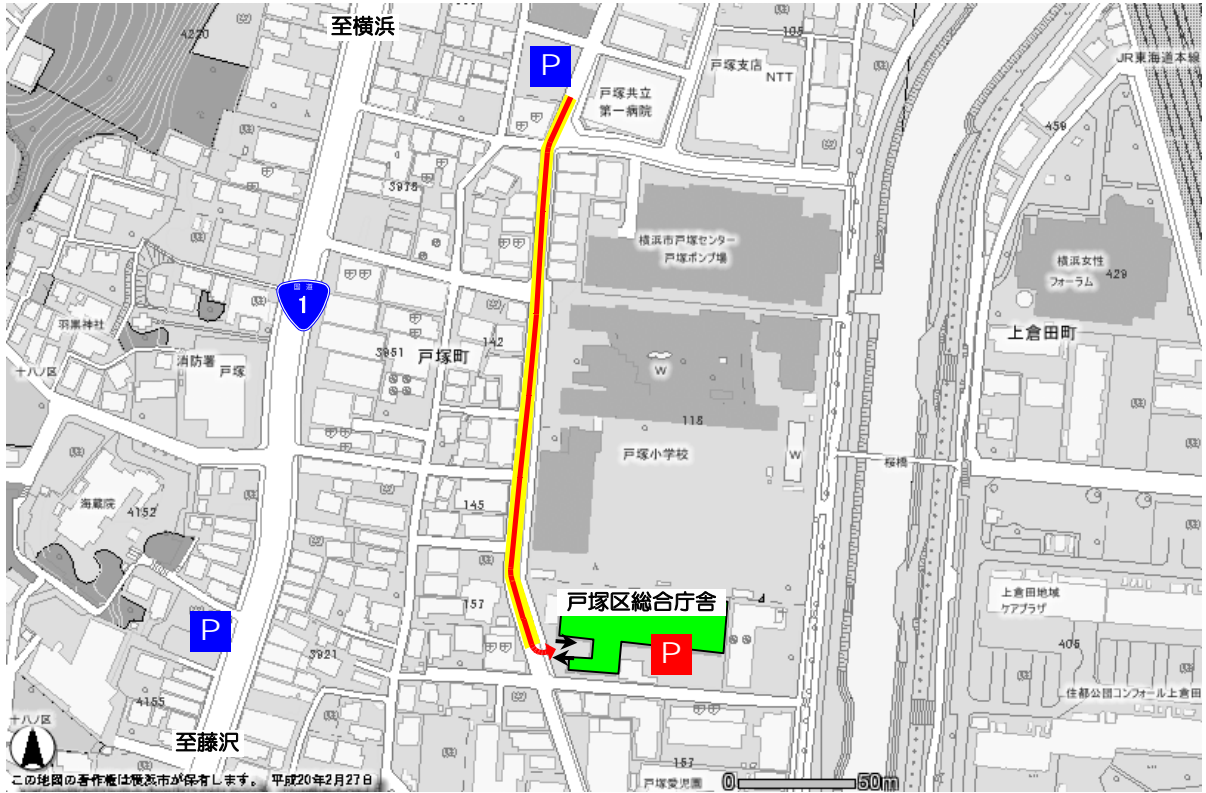
【都筑区】



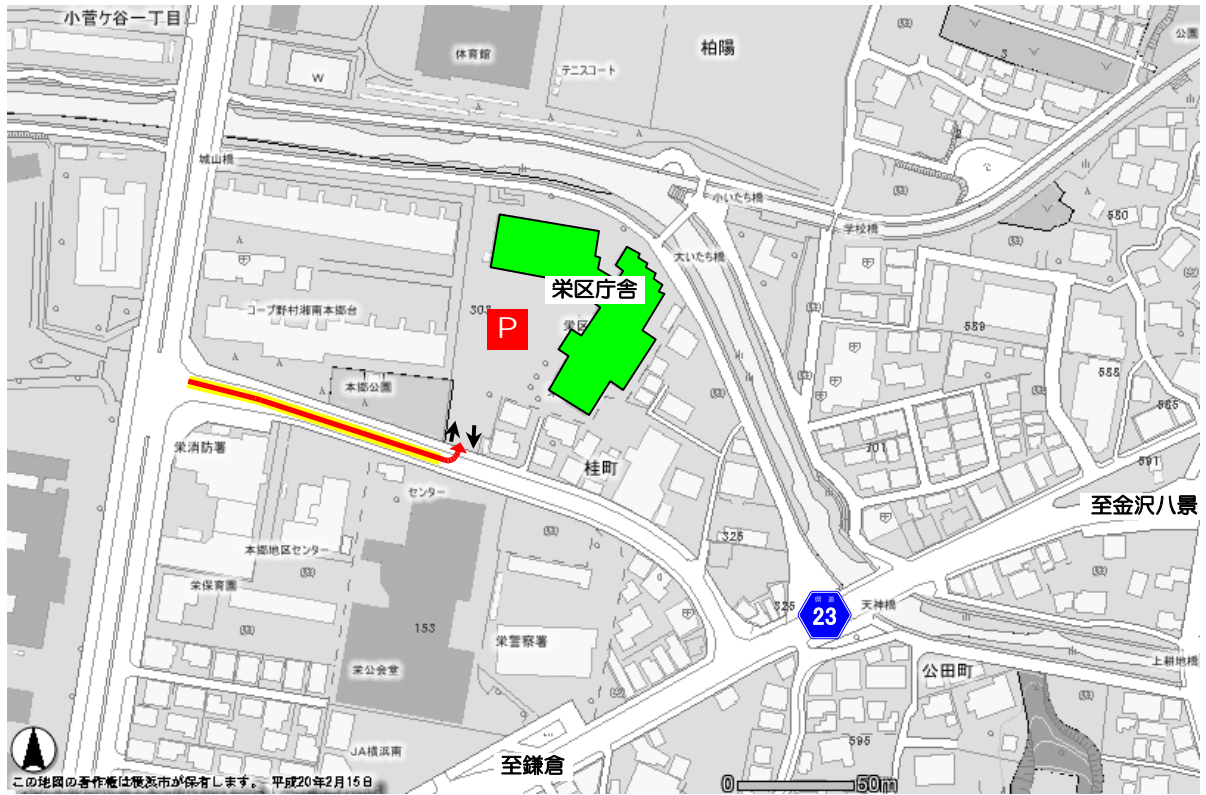
注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例	P 庁舎駐車場	P 民間時間貸駐車場	最大入庫待ち車列
----	----------------	-------------------	----------

【戸塚区】



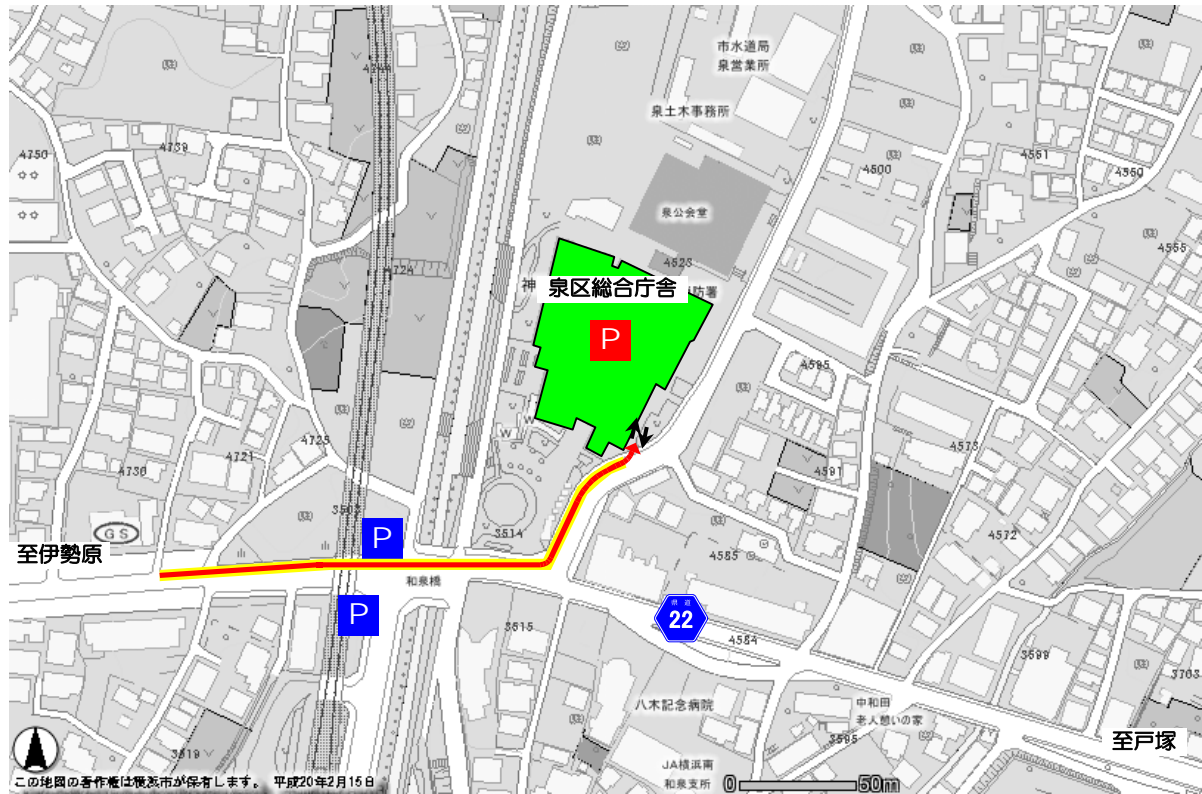
【栄区】



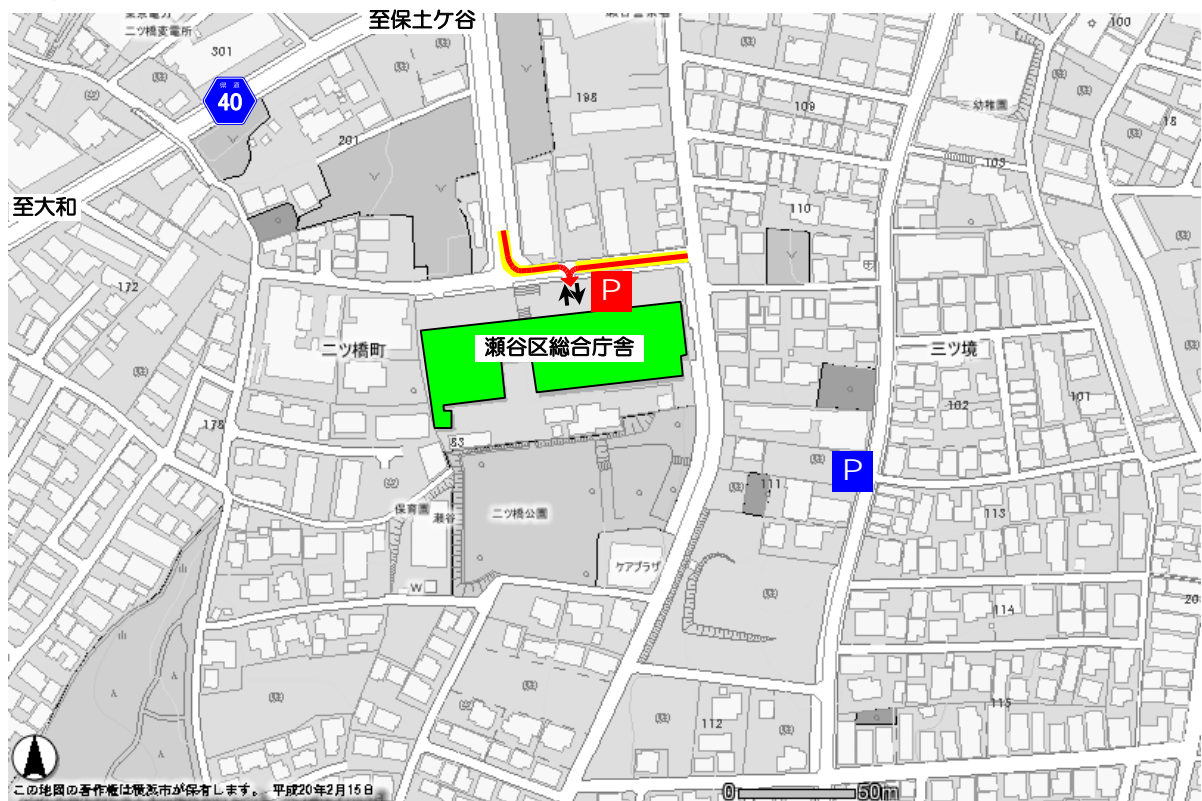
注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成 20 年 1 月末現在) による。

凡例 **P** 庁舎駐車場 **P** 民間時間貸駐車場 **→** 最大入庫待ち車列

【泉区】



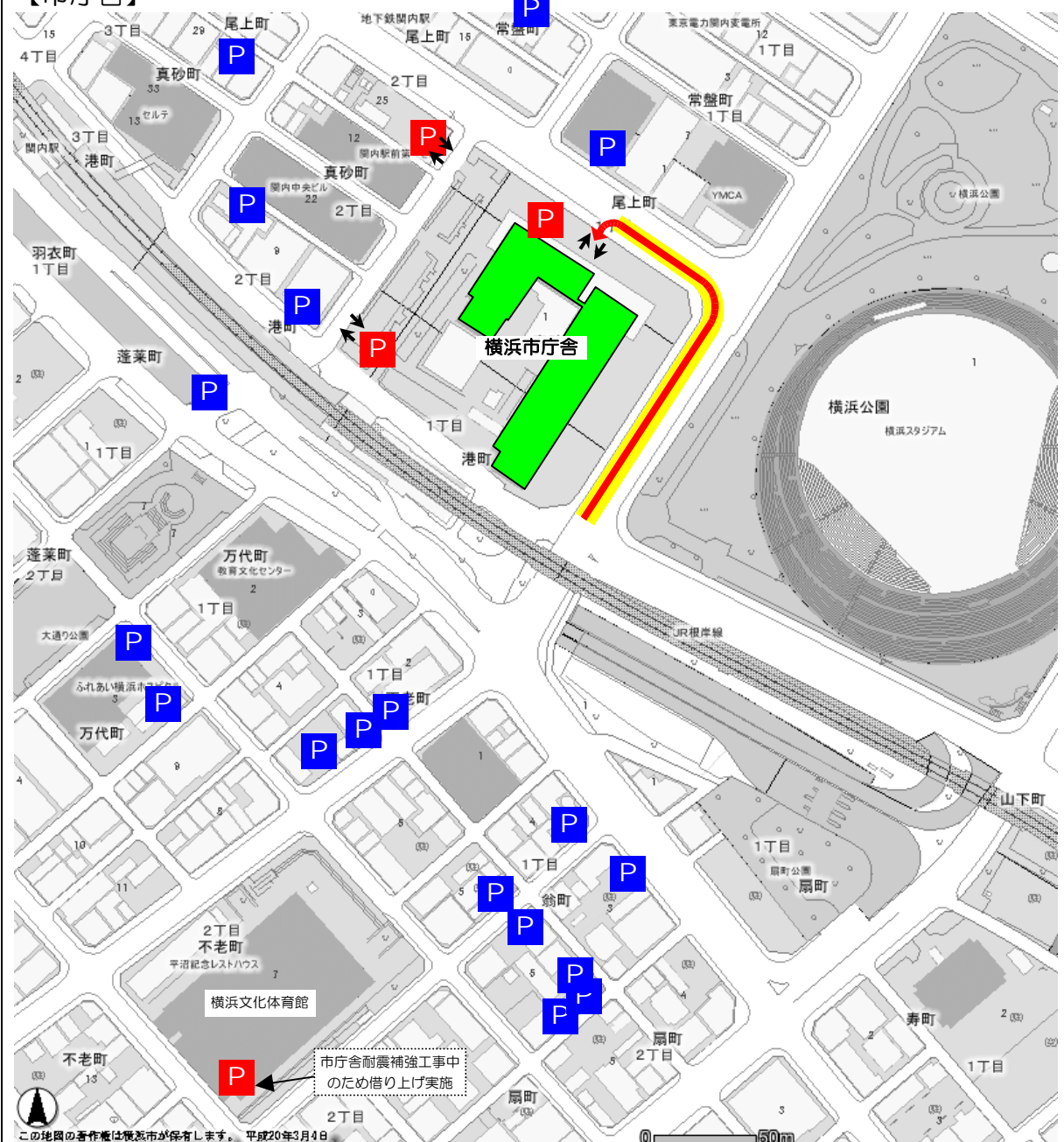
【瀬谷区】



注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株)ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成20年1月末現在) による。

凡例 | **P** 庁舎駐車場 | **P** 民間時間貸駐車場 |  最大入庫待ち車列

【市庁舎】



注) 民間時間貸駐車場は NAVITIME (株ナビタイムジャパン) ホームページに掲載されているもの (平成20年1月末現在) による。

凡例	庁舎駐車場	民間時間貸駐車場	最大入庫待ち車列
----	-------	----------	----------

**区庁舎駐車場等のあり方について
皆さまのご意見を募集します！**

横 浜 市

区役所・市役所駐車場の現状について

■横浜市には、18区の区役所駐車場と市役所駐車場があります

- ・ 18区役所の来庁者用駐車場は、中区の7台から都筑区の185台まで、区によって収容台数はさまざまであり、合計1,353台が整備されています。
- ・ 市役所の来庁者用駐車場は、耐震補強工事前は96台整備されていました。（現在は、工事の影響により60台～70台に縮小して運用しています。）

■曜日や時間帯によっては、駐車場利用が非常に集中します

- ・ 区役所駐車場は、区役所や併設する公会堂利用者など様々な方に利用されています。特に、乳幼児健診や催し物開催時には、駐車場利用が集中し、入庫待ち車両が発生している状況です。
- ・ 市役所駐車場も、市役所には200を超える部署があることもあり、駐車場利用が集中し、入庫待ち車両が発生しています。



駐車場入庫待ち車両の様子

■入庫待ち車両が他に影響を与えています

- ・ 交通面では、車道や歩道をふさいでしまうことがあり、他の車や歩行者の通行の妨げになっています。
- ・ 環境面では、停車中のアイドリングによる排気ガスが懸念されます。

■長時間駐車や目的外の利用も見受けられます

- ・ 一部には無用な長時間駐車や目的外の利用も見受けられ、本来利用したい人が利用できないといった状況の一因となっています。

■大きなコストが発生しています

- ・ 駐車場を安全に管理するための駐車場整理員の人件費や、機器の保守点検費といった維持管理費に、年間約2億円もの経費がかかっています。
- ・ これらの経費は、市の一般会計（主に市税が使われています）から支払われています。



維持管理費



これまでの取組みをご紹介します

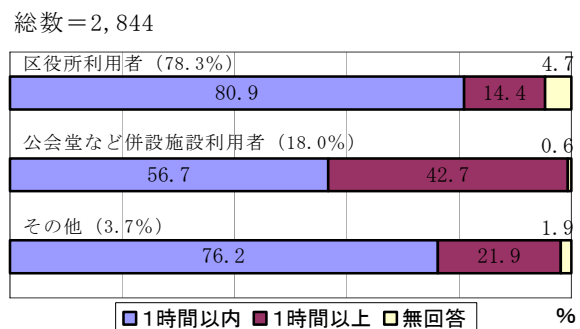
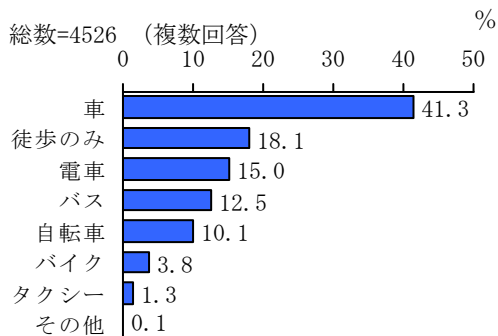
■区によって様々な取組みを行っています

- ・ 駐車場利用が集中しないように、公共交通機関の利用を促す広報をしたり、駐車場の混雑予測をホームページに掲載しています。
- ・ 駐車場の適正利用を促すために、駐車場の利用時間を制限しています。
- ・ 予防接種時の混雑により周辺交通に影響を与えないように、民間駐車場の借上げを実施しています。
- ・ スムーズな入出庫や維持管理コストの削減を図るため、駐車場の管理方法としてパーキングゲートを導入しています。

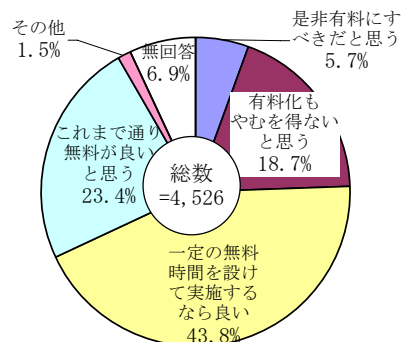
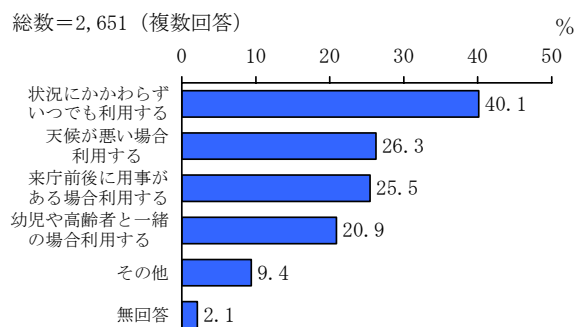
来庁者にアンケート調査を実施しました

■区役所や併設する公会堂などに来た方に、来庁手段・滞在時間・車利用の理由や今後の駐車場利用について伺いました（平成18年8月、平成19年6月実施）

- ◆ 来庁者の約4割が、車を利用しています。
- ◆ 車を利用する区役所利用者の約8割が、1時間以内の滞在です。



- ◆ 車で来庁経験がある方の約4割が、状況にかかわらずいつでも利用しています。
- ◆ 今後の駐車場利用について、約7割の方が、有料化をすることに肯定的です。



駐車場のあり方検討の状況について

■今後の駐車場のあり方について検討を行っています

- ・ これまで様々な取組みを行ってきましたが、十分な効果が上がっていないのが現状です。そこで、横浜市では、今後の区役所・市役所駐車場に必要な取組みについて検討しています。

1 混雑緩和と適正利用を促すことについて

- ・ 不要不急のマイカー利用を控え、公共交通機関の利用を促すことについて検討しています。
- ・ 長時間駐車の自粛を促すとともに、駐車場を利用した際に行う確認の手続きの適正化を図るなど、より利用しやすくなるように検討しています。



2 維持管理費の負担のあり方について

- ・ 多額の維持管理費がかかっている現状を考え、維持管理費をどのように負担すべきかについて検討しています。

3 駐車場の有効活用を図ることについて

- ・ 開庁時に混雑する時間帯がある一方、それ以外の時間帯には空きがみられたり、平日夜間や土日休日に未利用となっているところもあります。そのため、駐車場の有効活用を図ることについて検討しています。

有料化についても検討しています

■今後の取組みの一つとして、駐車場の有料化を検討しています

- ・ 有料化の目的は主に次の2点です。

1 公平性の観点から受益者負担の適正化を図ります

- ・ 来庁手段は徒歩、電車、バス、車など様々であり、駐車場の必要性は個人により異なります。

駐車場を利用する人は、一定空間を一時的に占有するため、負担の公平性の観点から、維持管理費について受益に応じた負担を求めます。

2 駐車場の適正利用と有効活用を促進します

- ・ 各種証明書の発行や乳幼児健診など区役所利用者が利用しやすくなるように、長時間駐車を抑制します。
- ・ 土日休日等について、駐車場の有効活用を促進します。



有料化をする場合には、 以下のことに配慮しながら進めていきます

■区役所・市役所利用者に一定の無料時間を設けます

- ・ 区役所・市役所利用者は、30分から1時間程度の短時間利用の場合は、無料で利用できるように考えています。
- ・ 障害がある方など特に配慮が必要な方については、これまでどおり無料で利用できるように考えています。

■利用料金は、各区役所・市役所駐車場の立地条件に応じて柔軟に設定します

- ・ 利用料金については、民間駐車場の料金とのバランスを考慮し、各駐車場の立地条件に応じた料金設定にすることを考えています。
- ・ 開庁時は、長時間駐車を抑制するため、駐車時間が長くなるほど駐車料金が高くなる運用も考えています。

■開庁時以外にも平日夜間や土日休日に利用できるようにします

- ・ 駐車場の有効活用の観点から、開庁時以外にも平日夜間や土日休日に利用できるように、利用時間を拡大することを考えています。

■駐車場を有料化するためには、条例の制定が必要になります

- ・ 条例を制定するためには、様々な角度から検討を加えた条例案を市民の代表者で構成する市会（市議会）に提案し、審議していただくことが必要です。

■本市の温暖化対策や都市交通施策と連携を図りながら進めます

- ・ 横浜市脱温暖化行動方針や横浜都市交通計画等と連携を図りながら、公共交通機関の利用促進のPR活動などを引き続き積極的に行います。

～本市の施策～

- ◎ 徒歩・自転車・公共交通によって移動できる魅力的なまちづくりと自動車の脱温暖化の促進を行動方針の一つに定めた「横浜市脱温暖化行動方針 CO-DO30」が策定されています。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kankyou/mamoru/ondan/codo30/index.html>)

- ◎ 環境面等あらゆる側面から20年後を見据えた持続可能な交通を目指して、「横浜都市交通計画」の策定が進められています。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/toshi/koutuuseisaku/index.html>)



区庁舎駐車場等のあり方について ご意見をお寄せください

■ご意見の提出方法

平成20年4月8日(火)までに、郵送、パンフレット付属のはがき(パンフレットからはがきを外して下さい)、ファクシミリ、電子メールにより下記提出先までお送りいただくか、直接、市民活力推進局地域施設課までご持参願います。

※意見募集の終了後、ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

※いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■ご意見の提出先/お問い合わせ先

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市民活力推進局地域施設課(横浜関内ビル4階)

電話: 045-671-2086 ファクシミリ: 045-664-5295

電子メール: sh-parking@city.yokohama.jp

ホームページ: <http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/chiiki/parking-iken/index.html>

■ご意見・ご提案をご記入ください

1	今後の区庁舎駐車場等のあり方として、有料化することについて、ご意見・ご提案をご記入ください。
2	その他、ご自由にご記入ください。

ご住所	市	区		
お名前		年齢		歳代

※個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適切に取り扱います。



横浜市民活力推進局地域施設課 平成20年3月発行
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-2086 F A X 045-664-5295
横浜市広報印刷物登録 第190627号 類別・分類 B - DB110